

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

# 第4次信濃町地球温暖化防止実行計画

令和5年度～令和9年度

令和5年3月

長野県信濃町

# 目次

## 第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・2
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・3

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・4
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第3章 具体的な取組

1. 再生可能エネルギー利用の推進・・・・・・・・・・6
2. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

## 第4章 推進・点検体制

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

信濃町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和3年度とし、計画期間を令和5年度～令和9年度までの5年間とし、目標年度については、令和9年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。（次頁 表1 参照）

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務・事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

#### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類※のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

表1 (対象施設一覧)

| 施 設 名   | 施 設 名          |
|---------|----------------|
| 信濃町役場庁舎 | 信越病院           |
| 一茶記念館   | ナウマンゾウ博物館      |
| 黒姫童話館   | 黒姫童話館童話の森ギャラリー |
| 柏原保育園   | 野尻保育園          |
| 古間保育園   | 富士里保育園         |
| 信濃小・中学校 | 給食センター         |
| 野尻湖支館   | 古間支館(地域交流施設)   |
| 富士里支館   | 柏原支館(総合会館)     |
| 児童クラブ   | ひだまりセンター       |
| いこいの家   | ウェルネスクラブ       |
| 総合体育館   | 野尻湖体育館         |
| 古海体育館   | 柏原体育館          |
| 富士里体育館  | 古間体育館          |
| 古間グラウンド | 生涯学習係(文化財)     |
| 富士里牧場   | 枅形不燃物最終処分場     |

※地球温暖化対策の対象となる6種類の温室効果ガス

- ・二酸化炭素
- ・メタン
- ・一酸化二窒素
- ・ハイドロフルオロカーボン
- ・パーフルオロカーボン
- ・六フッ化硫黄

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

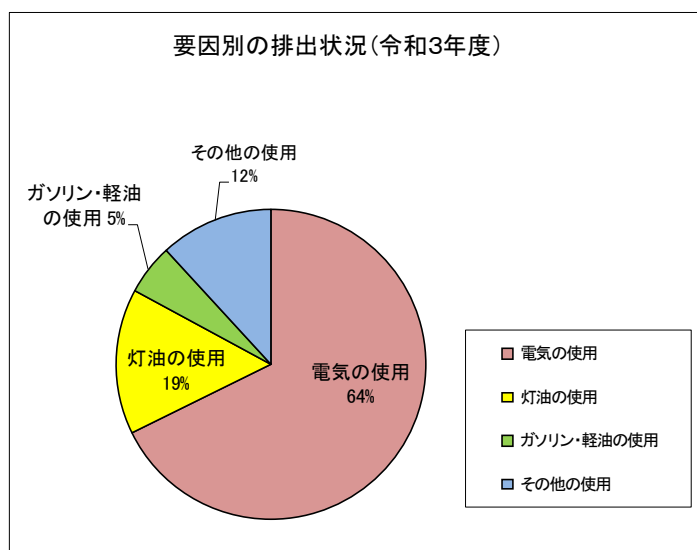
信濃町の事務・事業における基準年度である令和3年度の二酸化炭素総排出量は、2,163,214kg-CO<sub>2</sub>である。

|              |               |                  |                     |
|--------------|---------------|------------------|---------------------|
| 平成28年度       | 温室効果ガス        | 総排出量（実績値）        | 2,520,417 kg        |
| 平成29年度       | 温室効果ガス        | 総排出量（実績値）        | 2,592,260 kg        |
| 平成30年度       | 温室効果ガス        | 総排出量（実績値）        | 2,355,867 kg        |
| 令和元年度        | 温室効果ガス        | 総排出量（実績値）        | 2,188,019 kg        |
| 令和2年度        | 温室効果ガス        | 総排出量（実績値）        | 1,981,805 kg        |
| <b>令和3年度</b> | <b>温室効果ガス</b> | <b>総排出量（実績値）</b> | <b>2,163,214 kg</b> |

| 区分                       | 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )   |
|--------------------------|-----------------------------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) | 2,163,214kg-CO <sub>2</sub> |

### 2. 要因別の排出状況

基準年度である令和3年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の64%を占め、次いで灯油の使用が19%、ガソリン・軽油の使用が5%で全体の88%を占めている。



### 3. 削減目標

令和3年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和9年度の二酸化炭素排出量を7%削減することを目指す。※

ただし、気象条件(特に冬期間)や事務事業の増減により燃料等の使用量の変動に伴い、二酸化炭素排出量も大幅に変動することが考えられるため、必要に応じて削減目標を見直すこととする。

| 区 分                      | 基準年度排出量<br>令和3年度             | 削減目標 | 目標年度排出量<br>令和9年度            |
|--------------------------|------------------------------|------|-----------------------------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) | 2,163,214 kg-CO <sub>2</sub> | 7%   | 2,011,789kg-CO <sub>2</sub> |

※7%：基準年(令和3年度)実績”2,163,214 kg-CO<sub>2</sub>” から直近5年間の平均削減率。  
(新型コロナウイルス感染症の影響により施設等の利用が少なく燃料使用量が極端に低い令和2年度を除く)

## 第3章 具体的な取組

### 1. 再生可能エネルギー利用の推進

- ・太陽光発電システムや太陽熱給湯システム等の導入に努める。
- ・ペレットストーブ、ペレットボイラー等の木質バイオマス機器の導入を図る。

### 2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・建物の高断熱化、高气密化や自然採光に努める。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・公用車の更新時に、低公害車の導入を図る。

### 3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入、レンタルに努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。

### 4. その他の取組

#### ①電気使用量の削減

- ・効果的、計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・長時間使用しない場合は、OA機器等の電源をこまめに切るようにする。

#### ②燃料使用量の削減

- ・無駄なアイドリングは控え、急発進、急加速をしないエコドライブに努める。
- ・車両を適正に整備、管理し排気ガスの削減に努める。
- ・給湯器の温度を「低」に設定する。
- ・ウォームビス、クールビスを実践し、電気使用量、灯油使用量の削減を図る。
- ・暖房機器やボイラーは適正に使用し、更新時には再生可能エネルギー機器や高効率省エネルギー機器の積極的な利用を図る。

### ③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出を徹底し、可燃ゴミ等の発生抑制、リサイクル率の向上に努める。
- ・使い捨て用品の購入は極力控える。

### ④用紙類

- ・両面印刷を徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・会議資料の最小限化、発行文書の電子化等ペーパーレス化に努める
- ・申請許可等可能な限り電子化しペーパーレス化を図る。

### ⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

### ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を検討する。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・可能な限り自転車や公共交通機関を利用する。



## 第4章 推進・点検体制

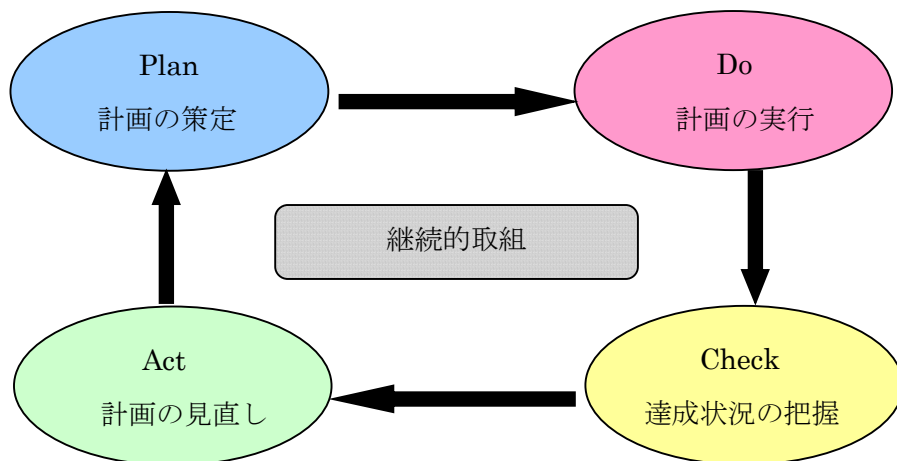
### 1. 推進体制

各課等の長が本計画の推進を図る。

### 2. 点検体制

本計画の確実な推進を図るため、PDCA サイクルを活用し、継続的に進行管理を行う。

- ・ Plan（計画）・・・ 計画に基づき、達成目標を策定。
- ・ Do（実行）・・・ 計画の目標達成に向けた取組の徹底を図り、職員への普及、啓発を行う。
- ・ Check（点検）・・・ 年に1度排出された温室効果ガスの算定、取組状況を点検し、課題を抽出する。
- ・ Act（改善）・・・ 取組状況や事務事業の進捗状況等から必要に応じてCO2削減目標や取組項目を見直しを行う。



### 3. 進捗状況の公表

毎年度、二酸化炭素の総排出量及び対象施設ごとの排出量を、町のホームページ等により公表する。